

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例

藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

下土棚遊水地公園	多目的スポーツ広場
----------	-----------

別表第7八部公園の項野球場の項、秋葉台公園の項球技場の項、桐原公園の項野球場の項、辻堂南部公園の項野球場の項及び引地川親水公園の項球技場の項中

「

小学生 中学生

」を「

中学生 以下

」に改め、同表に次のように加える。

下土棚遊水地公園	多目的スポーツ広場	中学生以下	1時間	300円			
		一般	1時間	600円			

別表第7備考中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 この表において「中学生以下」とは、中学生以下の者及び成年者の代表者、引率者又は同行者により構成された団体をいう。

別表第7備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 この表において貸切使用とは、第11条第3項及び第4項の規定による登録を受けたものによる使用をいう。

別表第8中「

小学生 中学生

」を「

中学生 以下

」に改め、同表備考を次の

ように改める。

備考

この表において「中学生以下」とは、中学生以下の者及び成年者の代表者、引率者又は同行者により構成された団体をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び別表第7に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、下土棚遊水地公園の多目的スポーツ広場を有料公園施設として公共の用に供するとともに、有料公園施設の使用に合わせ所要の改正をする必要による。